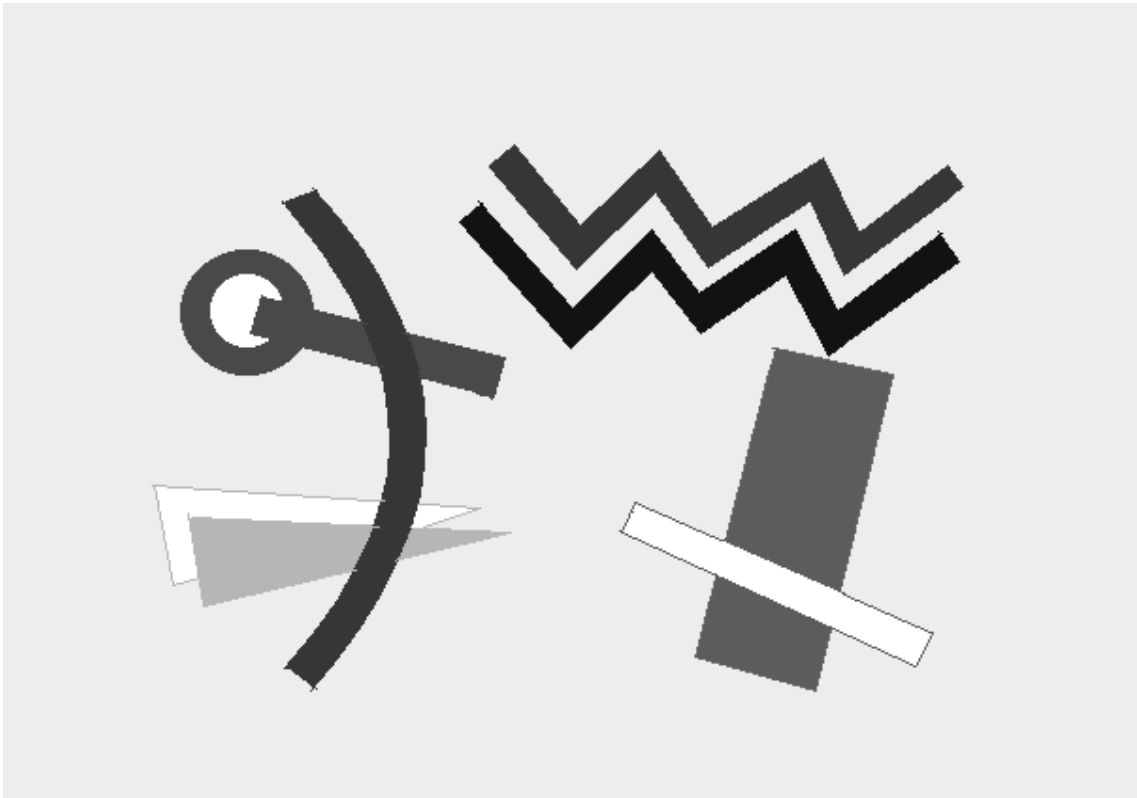


いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱



いるま「太鼓」セッション実行委員会

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

3. 出店内容及び出店時間等について

【出店内容等】

・物販出店、飲食出店など

※飲食出店の場合は、一部制限がございます。

【出店時間等】

(1)搬入時間:午前7時30分 ~ 午前9時30分

※搬入許可証を提示のうえ、博物館駐車場から搬入をお願いします。搬入後、速やかに指定の場所に駐車してください(搬入許可証は出店者説明会でお渡しします)。

(2)準備時間:搬入後 ~ 午前10時

(3)出店時間:午前10時 ~ 午後4時

(4)片付け・清掃:午後4時 ~ 午後5時

(5)搬出時間:午後5時 ~ 午後5時30分

(6)出店場所:【テント出店】 入間市博物館市民広場

【キッチンカー】 入間市博物館野外通路

※事故やトラブルを避けるため、全て時間厳守でお願いします。

4. お申し込みについて

【注意事項】

◇テント出店・キッチンカー出店に関わりなく、複数出店することはできません。どちらか 1 件のみお申し込みください。

◇申し込み件数が募集定数を超えた場合、抽選により出店者を決定いたしますので、ご出店いただけない場合がございます。

◇必ず8月18日(火)の出店者説明会に出席してください。

※出店者説明会に欠席した場合は、出店を認めません。

【募集期間】 7月1日(火)から8月4日(火)まで

【申込方法】

①Web申し込み(下記 QR コードより申し込み)



いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

②地域振興課窓口または電話

【受付時間】 平日9時から16時30分まで(Web申し込みは24時間受付可能)

【受 付】 入間市役所 A棟2階 地域振興課
TEL04-2964-1111(内線2146・2147)

5. 出店者説明会について

出店者説明会では、出店料の受領、出店にあたっての詳細事項等の説明をするとともに、抽選により出店者及び出店位置の決定を行いますので、必ずご出席ください。

【日 時】	令和8年8月18日(火) 午後7時～
【会 場】	入間市産業文化センター 2階 第2集会室
【持ち物等】	出店料 6,000円・筆記用具

【選考について】

下記順番(①、②)に従い、出店者及び出店位置の選考を行います。

①事前選考:協賛者

②一般抽選:協賛者を除く出店希望者を対象に選考

※抽選対象の募集定数は、協賛者出店数に応じて減少します

※第2回抽選は、第1回抽選後に残存する募集枠の抽選となります。

※抽選後の出店位置の変更は不可とします。

※出店者説明会に欠席の場合は、出店を認めません。

6. 提出書類(出店確定後に提出)

8月18日(火)の出店者説明会にて、出店確定後にご提出いただく書類となります。

下記必要書類の内、出店内容に該当するすべての書類をご提出いただきます。ご提出の際は、必要書類をご確認のうえ、提出期限までにご提出をお願いいたします。

【提出期限】 令和8年8月28日(金)

※地域振興課窓口で提出の場合は、平日9時から16時30分まで受付可能

【提出先】 〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1
いるま太鼓セッション実行委員会事務局
(入間市役所 A棟 2階 地域振興課内)

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

【必要書類】 ※出店内容により必要書類が異なります。

(1)出店申込書(HPに様式掲載あり)

出店者説明会にて出店者に配付いたします。

(2)暴力団排除等に関する誓約書(HPに様式掲載あり)

出店者説明会にて出店者に配付いたします。

(3)顔写真の添付がある本人確認書類の写し(運転免許証など)

(4)出店者紹介原稿(HPに様式掲載あり)

出店者説明会にて出店者に配付いたします。

(5)保菌検査(検便)結果 (飲食出店者のみ)

飲食物を販売する出店者は、食品取扱者全員が保菌検査(検便)を必ず受け、陰性結果を提出してください。

※保菌検査結果は、開催日前6ヶ月以内のものを提出してください(コピー可)。

(6)飲食店営業許可書の写し(臨時出店者を除く一部の飲食出店者)

飲食店営業許可書の内容が出店内容に該当している場合は、営業許可書の写しを提出してください(主にキッチンカー出店が対象となります)。

営業許可書をお持ちでない方で、以下の臨時出店要件に当てはまらない場合は食品衛生法に基づく許可が必要になる場合があります。

臨時出店の詳細については、埼玉県公式HP掲載の「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」をご確認ください。

<臨時出店要件>

同一出店者による出店が①と②のどちらにもあてはまる方

① 出店が年間8日以内かつ年間4行事以内

② 同一年間における出店が3日以内

(7)キッチンカーの写真(前面及び側面とし、ナンバープレートが確認できるもの)

7. 出店条件及び出店基準

①出店条件

下記(1)～(4)までの条件をすべて満たすこと

(1)出店者説明会8月18日(火)に出席すること。

(2)出店要綱を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

(3)出店要綱に記載された提出書類の内、必要書類を全て提出できること。

(4)出店申込書の内容と出店の実態が異なること。

②出店基準

(1)テント出店の区画は、間口4m×奥行3mを1区画とします。

(2)キッチンカーの区画は、間口5m×奥行3mを1区画とし、その区画を超えないサイズの車両とします。また、けん引タイプのキッチンカーは出店不可とします。

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

(3) 火気を使用する場合は、必ず消火器の備え付けをお願いします。火気器具などの下には石膏ボードなどの不燃材を敷いてください。

※消火器は住宅用消火器ではなく、一般用消火器が必要です。(後記参照)

(4) 出店責任者及び従事者も含め、以下の項目に一つでも該当するものがある場合は、申込み及び出店ができないものとします。また、警察の見回りにより、以下の事項に該当すると判断された場合は、その時点から出店できないものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
- ② 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの
- ③ 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
- ④ 暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- ⑥ その他反社会的勢力と認められるもの

8. 出店停止等

この要綱に定められた事項及び出店者説明会で説明を受けた事項は必ず守ってください。

※違反した場合は、その時点で出店ができないものとします。また、出店に伴う料金は返還しません。特に悪質であると認められた者については、次年以降の出店・参加を認めません。

なお、下記事項については、特に注意してください。

- ① 未成年者へのアルコール類の販売・提供を行わないこと
- ② 出店申込書の内容と出店の実態が異なること
- ③ 出店区画については、出店者説明会で決まった区画の範囲内で出店すること

9. 注意事項

- (1) テント、机、消火器、椅子等は各自用意し、各自設営及び撤去してください。
- (2) 電気及びガスの設備はありません。必要な場合は各自で用意してください。ガスボンベは風通しの良い平らな場所に置き、鎖などでしっかり固定してください。
- (3) 施設内の水道を使用できます。ポリタンク等の容器は各自用意してください。
- (4) 販売後の容器回収のため、各店でゴミ箱を用意し、ゴミの持ち帰り、会場内の清掃活動にご協力ください。
- (5) 事業の中止、事故の発生等により売れ残り等が生じた場合にも実行委員会は一切責任を負いません。
- (6) 近隣への迷惑となるような大音量での音出し行為は禁止します。
- (7) 商品の価格設定は自由とします。
- (8) 出店申込書の内容と出店の実態が異なるようにしていただき。

10. 食品の取扱いに関する注意事項

(1) 食品を取り扱う人

- ・飲食出店の食品取扱者(調理従事者全員)は、保菌検査(検便)を必ず受け、結果を提出してください。
- ・食中毒の予防や PL 保険(生産物賠償責任保険)の加入等の対策、発生時の対処等は、出店者の責任で行ってください。
- ・体調が悪い人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないでください。
- ・爪は短く切り、作業前、用便後は石鹸等で入念に手を洗い消毒してください。
- ・清潔な衣類を着用してください。
- ・あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないでください。
- ・出店場所が無人となることのないようにしてください。

(2) 行事に伴う食品の臨時出店について

提供が可能な食品、臨時出店については、埼玉県公式 HP 掲載の「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」及び「注意事項」を必ずご確認ください。

※生クリーム、カレー、タピオカを取り扱わないでください。

※カレー、タピオカは保健所から指導があり、令和4年度から禁止しています。

① 臨時出店において製造、加工又は調理できる食品は、衛生上原則別表に掲げるものとしており、必要な場合には次の事項について保健所が指導します。

(ア) 生もの(刺身等)を含まないものであること。

(イ) 臨時出店する場所において、原材料の下処理及び仕込み等を行わないものであること。

なお、原材料の下処理及び仕込み等を行う場合は、営業許可を受けた施設又は清潔な調理・加工施設で行い、かつ、臨時出店における調理直前まで温度管理がなされたものであること。

(ウ) 客への提供直前に加熱工程を有するものであること。ただし、かき氷、果実チョコ等のいわゆるトッピング行為はこの限りでない。

(エ) 使用する氷は水道事業等により供給される水又は飲用に適する水(原則として水道水とする。以下同じ。)を用いて製氷されたものであること。

② 出店者の中で別表に掲げる食品以外を製造・加工又は調理する場合、保健所から指導が入る場合があります。

③ 出店者は、臨時出店において単に食品を仕入れて盛り付け等調理行為を行わず提供する場合にあっては、次の事項に留意すること。

(ア) 食品衛生法第五十五条に基づく許可を受けた、又は第五十七条に基づく届出を

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

した施設で製造されたものであること。

※ 食品衛生法第五十五条

公衆衛生に与える影響が著しいものとして政令で定められた営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法第五十七条

食品衛生法第五十五条の許可を要する営業及び公衆衛生に与える影響が少ないとして政令で定められた営業等を除き、営業を営もうとする者は都道府県知事に届け出なければならない。

(イ)衛生上支障がない場合を除き、容器包装に入れられたものであること。

(ウ)適正な表示がされているものであること。

(エ)表示されている賞味期限、保存方法等を遵守できるものであること。

④ 臨時出店の届出を行った者が公衆衛生上講ずべき措置は次のとおりとする。

(ア)臨時出店場所及びその周辺は、衛生上支障のないように維持すること。

(イ)調理する場合は近くに手洗い設備を設け、手洗い設備には手指等の消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

(ウ)使用水は水道事業等により供給される水又は飲用に適する水であること。

(エ)廃棄物及び排水の処理は適切に行うこと。

(オ)食品及び器具又は容器包装は、常に衛生的に取扱うこと。

(カ)食品の保管は、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

(キ)食品の前日調理は行わないこと。

(ク)食品を取り扱う者は、清潔な衣類を着用すること。

(ケ)食品を取り扱う者は、爪を短く切り、食品を取扱う前及び用便後には手指等の洗浄及び消毒を行うこと。

(コ)食品を取り扱う者は、健康状態の把握に十分留意すること。また、事前に検便を実施すること。

(サ)食品を取り扱う者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、食品等に直接接触する作業をしないこと。

⑤ 臨時出店の施設及び設備等について、出店者は食品衛生法施行細則第五条に定める飲食店営業の営業施設の基準を参考とし、保健所は同基準をもとに指導・助言を行う。

※ 食品衛生法施行細則第五条

知事の認める特定の食品のみを調理する条件を付された営業に係る営業施設の基準

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

(別表)

分類	商品の名称
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、唐揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き・お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

11. 火気器具取扱いに関する注意事項

平成25年に発生した福知山市花火大会での事故を受け、火災予防条例の一部が改正となり、多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で器具を使用することが義務化されましたので、対象火気器具等を使用される出店者は1店舗1本必ず消火器の準備をお願いします。

・安全ピン(消火器持ち手の黄色いピン)がついているか必ず確認してください。

・蓄圧式消火器の圧力ゲージが正しい位置にあるか必ず確認してください。

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱

蓄圧式消火器の圧力ゲージ

赤色の指針が緑色ゾーンにあれば、使用可能です。



○正常



×不良

※対象火気器具等とは

- (1) 気体燃料を使用する器具(ガスコンロ・ガストーブなど)
- (2) 液体燃料を使用する器具(自家発電機・石油ストーブなど)
- (3) 固体燃料を使用する器具(薪ストーブ・炭や薪を用いたかまどなど)




※消火器とは





「消火器の技術上の基準を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器です。水バケツ・エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用してください。

※必ず一般用消火器を準備してください。

いるま「太鼓」セッション2026 出店要綱


住宅用消火器






普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応
			

- 住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。
- 外面が、赤色以外の色のものもあります。
- 住宅用ですので、薬剤の詰め替えができません。使用期間又は使用期限が表示されています。

一般用消火器



普通火災 (A火災)	油火災 (B火災)	電気火災 (C火災)
木材、紙、繊維などが燃える火災	石油類その他の油類などが燃える火災	電気設備などの火災
		
普通火災用	油火災用	電気火災用

- 法令で定められた義務設置用消火器です。
- 義務設置以外の場所にも設置できます。
- 耐用年数が表示されています。

主催 いるま「太鼓」セッション実行委員会

共催 入間市

後援 入間市教育委員会

お問い合わせ

いるま「太鼓」セッション実行委員会事務局

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 入間市役所 地域振興課内

TEL 04-2964-1111 (内線 2146・2147)

FAX 04-2964-1720

公式サイト <https://iruma-taiko-session.com>

太鼓セッション当日の連絡先

令和8年9月13日(日) 午前7時から午後4時まで

TEL: 後日お伝えします(運営本部)



公式サイト
(QRコード)